

合併公告

2026年2月18日

債権者各位

北海道北斗市七重浜六丁目15番17号
株式会社モトーレン道南
代表取締役 竹内 嘉浩

このたび合併により株式会社モトーレン札幌（甲、住所：札幌市西区宮の沢一条四丁目1番3号）を存続会社とし、当社（乙）を消滅会社とする吸収合併をすることいたしましたので公告いたします。これにより当社の権利義務全部を株式会社モトーレン札幌が承継し、当社は解散いたします。

効力発生日は2026年4月1日であり、両社の株主総会の承認決議は2026年1月30日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://motoren-sapporo.bmw.jp/ja>

(乙) <https://motoren-hakodate.bmw.jp/ja>

以上